

平成23年9月14日

東京電力株式会社
取締役社長 西澤俊夫 殿

社団法人 日本医師会
会長 原中勝 征

福島第一原子力発電所等による原子力災害に関する申入れ

平成23年3月11日の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所等による原子力災害は、現在も広範な地域に甚大なる被害をもたらしている。

御社の重大なる過失による原子力災害によって、地域の生活・労働・生産活動とともに、これら地域コミュニティ活動を基盤とした本会会員等の医療提供体制は壊滅し、また多くの福島県民等が妊婦や小児の健康への影響等を懸念して、自主的に避難することを余儀なくされている。

このように、放射性物質の大気及び海水中への広範な拡散による直接被害に加え、風評被害は医療分野も含め全県更には広く全国に波及しており、御社はこうした被害を及ぼした加害者であることを、認識しておられると考える。

これら原子力災害による、本会会員を含む全ての医療機関の損害は極めて莫大であるとともに、被害が何十年と長期にわたることも確実である。こうした状況を踏まえ、以下のことを申し入れるものである。

1 福島第一原子力発電所等による災害の実態等国民への公開と早期収束

及び福島県民等の健康被害への責任ある対応

福島第一原子力発電所等による災害について、その実態・データを全て国民に対し公開するとともに、御社の責任において一刻も早く全ての事態を収束させて頂きたい。

また、今後何十年にもわたり福島県民等において発症する可能性の高い、晩発性の健康被害へ責任をもって対応して頂きたい。

2 福島第一原子力発電所等による災害に関する適正な補償を

簡便な請求方式を基本とした実施等

原子力災害の発生以来、発電所周辺地域の医療従事者の多くは、着の身着のまま避難しており、被災した県民をケアしながら新潟県まで避難したり、首都圏に避難して未だ戻れない医師もいる程である。

また、県内の避難していない産科・小児科等においては、風評被害によって妊産婦・小児等が県外に流出して医療活動が深刻な打撃を被る等、本

会会員を含む全ての医療機関における直接的・間接的被害は甚大である。

しかし、こうした厳しい状況下においても、医療従事者は福島県民の健康確保のために日夜命をかけて取り組んでいる。

これら医療従事者の格別の負担と責任の重さを十分に斟酌し、現在御社が医療機関に求めている補償金請求形態を、財物も含め簡便な請求方式を基本にして、速やかで十分な補償を実施して頂きたい。

また、合意文書の内容は、実務者レベルで早急に協議・調整し、全ての医療機関が納得出来る文言にして頂きたい。

3. 医療活動の基盤となる安全な地域コミュニティの早急な回復或いは創造

本件事故は、医療活動の基盤である地域コミュニティを破壊した。

医療機関への賠償は、個々の損害額の積み上げで終わるのではなく、事故前の安全な地域コミュニティの回復を原則とし、更には県民や医療機関を含む被災者等が十分納得する場合は、新たな地域コミュニティの創造・定着までが御社の責任であることを認識して頂きたい。

4. 本会・福島県医師会・郡市医師会並びに

各医療関係団体と十分協議しながらの損害賠償を

御社は損害範囲の判定等について、原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」を全ての補償金請求の前提条件としているが、「中間指針」は必ずしも医療界の意見を十分に取り入れた内容ではない。

このため、本会・福島県医師会・郡市医師会並びに各医療関係団体と十分協議しながら、請求の形態から始まって損害賠償の実施等全体を速やかに進めて頂きたい。

特に、中間指針はあたかも「政府による避難指示」等の措置が原因行為であるかの如く記述されており、損害賠償の範囲を画するのに適切であるとは言い難い。

今回の事故の実態及び正確なデータを把握しているのは御社のみであり、御社の責任を明確にした上で、原因となるべき行為ないし事象を特定して、それと相当因果関係のある全損害を賠償して頂きたい。

以上